



TITLE:

「1990年代以降のフランスにおける 教員養成制度改革」

AUTHOR(S):

服部, 憲児

CITATION:

服部, 憲児. 「1990年代以降のフランスにおける教員養成制度改革」. 教育行財政論叢 2016, 13: 1-14

ISSUE DATE:

2016-03-31

URL:

<http://hdl.handle.net/2433/228100>

RIGHT:

「1990年代以降のフランスにおける教員養成制度改革」

服部憲児

はじめに

教員養成の在り方は、恒常的な教育問題の1つと言っても良いだろう。これまでも様々な議論がなされてきたが、特に近年においては社会の変化の加速化もあり、様々な制度改革がなされている。現在でも改革議論は継続されており、教職生活全体を通じた職能成長を実現する環境づくりや、教員を高度な専門職として位置づけることなどが検討されている¹⁾。2012年末の政権交代後はトーンダウンした感があるが、いわゆる教員養成の修士化が答申されたことも記憶に新しい²⁾。これら近年の答申類では、教員養成の高度化と実践力の涵養とが重要な論点になっていると考えられる。

制度やその背景は全く異なるが、フランスもこれらの点に大きな課題を抱えている。同国では、90年代のIUFM (Instituts universitaires de formation des maîtres : 大学附設教員養成センター) 創設による教員養成の一元化という大改革を行った。近年では、2010年に教員養成のいわゆる「修士化 (mastérisation)」改革が行われ、IUFMを大学に統合して修士課程で教員養成を行うことになった。この改革により、教員の採用要件が学士号から修士号になった。そのわずか3年後の2013年には、IUFMを改組してESPE (Ecoles supérieures du professorat et de l'éducation : 高等教員養成学院) を創設し、再度教員養成制度が大きく変わることになった。これらの改革では、教員の「格上げ」と「研究能力と実践力のバランス」が主要課題となっていた。これらは、近年のわが国の教員養成改革論議における「高度化」と「実践力の涵養」に相応する面も多い。

フランスの教員養成制度に関しては、IUFM創設期にはフランス教師教育研究会などによって、広範かつ詳細な研究が行われた³⁾。しかしながら、その後は教員養成については現職教育制度に関する研究、法制の研究、国際比較研究などが散見されるだけである⁴⁾。また、近年の改革動向については、今後の見通しの提示や断片的な情報の紹介にとどまっている⁵⁾。

以上より、本稿は、現代フランスの教員養成制度の目的・意義・成果・課題を明らかにするための基礎作業として、90年代以降の制度改革の流れを整理するとともに、ESPE創設による新しい教員養成制度を紹介し、期待される効果と想定される課題とを明らかにすることを目的とする。具体的には、第1に、先行研究をもとに、現行制度の基礎となったIUFM創設による教員養成制度改革の目的と意義、2010年の「修士化」改革の背景とその仕組みを確認する。第2に、2013年のESPE創設の目的・意義、新しい教員養成制度について整理するとともに、現地調査を踏まえて現時点における課題を明らかにする。第3に、これらをもとに我が国への示唆について言及する。これらの作業により、日本とフランスでは制度や事情は異なるが、「高度化」や「実践力の涵養」について一定の知見を得ることができると考える。

1. ESPE 創設までのフランスの教員養成制度

(1) IUFM 創設までのフランスの教員養成制度 — 複線的教員養成制度 —

1990年にIUFMが創設され、統一的な教員養成が行われるまでは、フランスの教員養成は様々な機関で行われてきた。もちろん、それ以前も教員養成制度は何度か変更されているが、小学校（初等教育）教員は大学での2年間の学習（大学教育一般免状取得）を基礎要件として師範学校で養成がなされていたのに対して、中等教育教員は大学での3～4年の学習を基本として、職種ごとに各種養成機関で養成がなされていた。すなわち、中学校普通教育教員（PEGC。1987年以降採用廃止）はPEGC養成センター、セルティフィエ教員は地方教員養成センター、技術教育教員は技術教育教員養成センター、職業リセ教員は国立職業師範学校で、それぞれ養成されていた⁶⁾。

このようないわば複線型の教員養成制度は、階級的複線型学校制度に対応するものであり、教員資格間での給与や担当時間数等の労働条件の格差へとつながっていた⁷⁾。また、IUFM創設以前は小学校教員は"institutteur"（教諭）、中等教育教員は"professeur"（教授）と呼ばれていたことに象徴されるように、両者には威信の差も存在していた。

(2) IUFM 創設による教員養成制度改革 — 職業化の促進 —

このような初等教育教員と中等教育教員の格差を、前者の格上げによって是正することに加えて、2000年代前半に予想されていた教員の大量退職期に備えた計画的養成の必要性、教育荒廃や多様な子どもに対応するための教員の資質向上を図る必要性から、あらゆる教員カテゴリーを一括して養成する機関としてIUFMが設置されることになった。IUFMはそれ以前の各種教員養成機関（師範学校、地方教員養成センター、技術教育教授養成センター、国立職業師範学校等）を統合する形で各大学区に1校ずつ設置され、「初等教育教員と中等教育教員との間に共通の教員文化を作ることを試みると同時に、両者の格差解消を図ることがあった」⁸⁾とされている。そして、IUFM修了の初等教育教員は呼称が中等教育教員と同じ"professeur"となった。しかし、その一方で多様な機関を寄せ集めて作ったことが初期の混乱を招いたという指摘もある⁹⁾。

IUFMにはバカロレア資格取得後大学での3年間の学習を経て入学することになる。そこから2年間の養成期間が設定されており、学年で言えば修士課程と同じであるが、IUFMを修了しても2010年までは修士号は取得できなかった¹⁰⁾。IUFMの第1学年では、いわゆる座学により教員採用試験に向けての教育が行われる。教科教育は附属する大学が、教職教育と採用試験準備教育とはIUFM本体が担当する¹¹⁾。第1学年の修了時に教員採用試験が行われ、これに合格すれば教員資格を授与される。第2学年は座学（教科教育と教職教育）、試補教員としての実習、卒業研究で編制され、修了時に資格審査に合格すれば正式任官となる。日本の教員養成制度と大きく異なるのは、先に採用試験を経てから教育実習を行うことである。実習期間も長く、公務員としての身分を有し、給与も支払われる。

(3) IUFM 批判とその改革 — 教員養成の「修士化」 —

2007年にフランス共和国大統領に就任したニコラ・サルコジは、教育における最優先課題として教員の価値向上を掲げた。そして教職の改善を目指して同年9月に「教職再検討委員会」が設置され、教職への入口（養成と採用も含む）がそこでの検討事項の1つとなった¹²⁾。同委員会は2008年に国民教育大

臣ダルコスに報告書を提出し、翌 2009 年には「教員採用・養成に関する改革案」が公表された¹³⁾。2010 年度からの教員養成制度は「教員職の価値を高めるために、教員養成を刷新して、大学において修士レベルで実施し、より高い資格レベルに相当する初任給とする」こととされた。IUFM が大学に統合され、教員採用試験の準備教育を行う新しい修士課程を設置して、大学の責任の下で教員養成を行う。これに伴って新しい教員採用試験が実施される。「教員養成は、教員採用試験に合格する前に、職務の具体的な初歩的知識を学生に提供する職業教育的性格も有する」とされた¹⁴⁾。

これを受けて、2010 年度より教員の学位要件が学士号 (licence) から修士号 (master) となり、教職目的の修士課程が設置されることとなった。新しい制度は 2009 年 12 月 23 日付「教職を目指す学生を対象とする修士課程の設置に関する通達」で規定された¹⁵⁾。同通達によれば、当該修士課程の設置の目的は、「児童生徒の成功を強化すること、および、EU 内での移動性を容易にすることを目指して、教員資格を向上させること」である。学位要件に関しては「これからは教員の初期養成は 3 年間で展開される。それは、修士課程での 2 年間で現職の 1 年目から構成され、段階的な職業化が続けられる。全ての修士が教員採用試験の受験資格となるので、高等教育機関は、学術的・教育的潜在能力を基礎とする就職へと開かれた養成課程を構築するものとする」とされ、従前の制度より教員採用試験が 1 年後ろで実施されることとなった。これと連動して正規採用は初任 1 年目終了後となり、これも従前よりこままでの期間が 1 年長くなることになる。

また、これら以外に新制度の主な特徴としては、第 1 に進路変更を容易にすることが意図されている点である。新たに学生に提供される教員養成は「博士課程への準備に開かれていること、および、多様な職にアクセスできるレベルで資格付与と職業化とを行う課程を学生に提供すること」への対応が求められた。「高等教育機関は、教員採用試験に不合格であった場合に、学生が多様な進路に進むことができるような教育を提供することに留意する」とされた。第 2 に研究体制の充実である。修士号の取得のためには「定評のある研究チームに支えられること、学術的アプローチ、方法論、伝達方法を習得すること」が必要であるとされ、「各学生に研究の手ほどきを行う」こと、「個人または集団での研究作業を実施する」こととされた。その目的は「教職のキャリアを通して分析して実践を進化させる手段を与えるため」である。

しかし、この「修士化」は各方面から批判されることになる。ここ十年来、フランスでは教員志望者が減少しており、2005 年には 136,000 人であった初等・中等教育採用試験の志願者数が、2012 年には 69,000 人になった。この要因としては、従来、世間の教職イメージの悪化と教員ポストの削減による就職期待値の減少とが指摘されていた。これに加えて、教員養成の「修士化」が拍車をかけたとされる。具体的には改革により、有給インターンシップ養成学年 (改革前の第 2 学年) が廃止され、5～6 週間の実戦経験だけで教壇に立つのを強いられること、正採用になるまでの期間が 1 年間延長されたことである。このような養成条件の悪化はメディアによって大々的に報道され、教職志望学生の意欲を削ぐことになったという指摘もなされている¹⁶⁾。修士化実施 1 年後に行われた追跡調査の報告書でも、「現行制度は、学生たちを成功状態に置く代わりに、制約の積み重ねによって失敗状態に置くものである」と述べられている¹⁷⁾。

2. ESPE の創設 — 「修士化」の維持と「職業化」の再興 —

(1) 2013 年改革の概要

上記のように、2010 年に改革が行われた「修士化」を目玉とする教員養成制度は、実践力の涵養の面で大きな問題を生じることとなった。この他にも継続教育の弱さ、IUFM と大学との連携・協力の不十分さなどの問題も指摘されており、再び教員養成制度改革がなされることになった。具体的には IUFM を廃止して新たに ESPE を創設するというものである。国民教育省の説明によれば、ESPE 創設の目的等は以下の通りである¹⁸⁾。

(ESPE における) 養成は理論と実践、すなわち観察または指導付実践の実習やインターンシップ期間を組み合わせたものである。その目的は、教職に段階的に入っていくのを支援することである。ESPE は、入れ替ることになる教員の養成を提供するのであり、どの地域であれ、社会的・文化的出自がどのようなものであれ、全ての者の成功を切り開き、奨励する。ESPE の創設は、同じ大学区内の、同じ地区で、科学的・教育学的知見を結集しようという意向に応えるものである。

ESPE の特徴は、第 1 に実践力の涵養の不十分さの解消を目指している点である。教職に向けての段階的な専門化をはかるため、理論と実践を組み合わせた教育課程を編成するとされている。第 2 に、教育職全体の養成を行うことである。幼稚園から大学までの教員のみならず、社会教育の指導者等も含む「教育職全体を養成する」と同時に¹⁹⁾、IUFM 時代に不十分とされた現職教育も提供し、それを強化するとされている。第 3 に大学へのいっそうの統合を測ることである。大学人と学校教育実践者で構成される教育チームを編成して教員養成を行うこととされている²⁰⁾。

ESPE はバカロレア後 4・5 年次の 2 年制であり、入学は学士号取得（見込み）を要件としている。第 1 学年は座学を中心に観察実習・指導付実習を行う。第 1 学年修了時に教員採用試験が行われ、合格者は第 2 学年において実習生公務員（fonctionnaire stagiaire）の地位でインターンシップ型の養成を受ける。第 2 学年の教育は、学校現場での責任実習に加えて座学と卒業研究で構成される。第 2 学年修了時の審査を経て正式採用となる。すなわち、正採用までの年限は「修士化」改革以前に戻ったことになる。一方で、正採用の基礎資格として修士号取得は維持されるとともに、「修士化」改革で強化された教員の研究力の育成という要素は残された。研究に充てられる時間は「修士化」改革期よりは減少したが、それ以前よりは増えた形になっている。

(2) 新しい教員養成制度の現状と課題 — ESPE クレティユ校での現地調査より —

上記のように現行のフランス教員養成制度は改革がなされたばかり — むしろ改革途中 — であるので、その成否を論ずるには時期尚早であることは間違いないが、現時点における現状と課題について、現地調査をもとに以下に見ていきたい。現地調査は ESPE への改組、教員養成カリキュラム、ESPE と大学との関係などについて 2014 年 11 月に実施した。聞き取り調査対象者は以下の通りである²¹⁾。

- Brigitte Marin 氏 (ESPE クレティユ校・校長)
- Jaques Crinon 氏 (ESPE クレティユ校・副校長)
- Jean Caffier 氏 (ESPE クレティユ校・国際担当官)
- Stephen Scott Brewer 氏 (ESPE クレティユ校・准教授)

①カリキュラム・実習

上述のように、ESPE 第1学年は、観察実習と指導付実習も行われるが、座学中心のカリキュラムである。今回の調査対象となったクレティユは、移民や低所得者層なども多く、いわゆる困難校を多く抱える地区である。そのため、座学において教科専門に関する知識だけでなく、教授法、心理学、子ども理解、社会・文化的背景などの教育にも重点を置いているとのことであった。ESPE 第1学年の修了時に教員採用試験²²⁾が実施され、これに合格すると第2学年に実習生公務員 (fonctionnaire stagiaire) として給与を得て責任実習 (実際に授業や学級経営を担当) を行うことになる。かくして段階的な職業化が目指されている。

初等教育の場合、責任実習は週 2.5 日である。残りの時間は ESPE での座学と卒業研究に宛てられる。責任実習には、加えて概ね同じだけの事前事後の時間を要する活動 (授業準備など) が伴うとされる。また、卒業研究は「専攻 (option) を背景とするのもので、教職の目的に関係するものである。それは、第1学年の研究ノートを継続して作成され、専攻の教員1名によって指導される。公開論文審査が行われ、特別な ECTS が付与される」²³⁾。その要求水準は「修士化」改革以前よりも上がっているとされ²⁴⁾、実習と合わせて、第2学年の学生は非常に多忙感を持っているとのことであった。

ESPE 在籍は教員採用試験の受験資格ではない。独学で合格した場合は第2学年から ESPE に在籍することになる。逆に ESPE 第1学年に在籍しながら不合格になる者もいる。また既に修士号を取得している者もいる。第2学年の学生は第1学年に比して多様化する。大きく分けて、①公務員実習生 (ESPE で1年間学習した後に教員採用試験に合格した者)、②不合格者 (ESPE で1年間学習したが教員採用試験に不合格となった者)、③外部合格者 (ESPE で学習せずに教員採用試験に合格した者)、④修士号既得者 (教員採用試験合格者のうち既に修士号を取得している者) の4パターンがある。この中で制度の主たる射程であり、最も比率が高いのは① (公務員実習生) であるが、第2学年の学生はこのように多様化が想定されており、それぞれの属性に合わせたカリキュラム (免除される科目の設定など) の編成が課題となっている。

②学士課程段階の教育

学士号取得が ESPE の入学要件である。学士課程 (3年) では各自の関心に従って自由に学習し、それぞれの領域における専門能力を高めることになっている。分野による ESPE への入学制限や、入学前の必修科目の設定等はない。ただし、教員志望者向けの教職教育ユニット (UEPP: unité d'enseignement de préprofessionnalisation) が各大学で設けられており (名称は大学により若干異なる)、履修が推奨されている。例えば、Clermont-Ferrand 大学の UEPP では、「教職の世界を学ぶ」「教職へのアプローチ」²⁵⁾において、講義 24 時間+実習 18 時間 (教育社会学/教育制度+実習・実践分析) の教育が提供されている。

また、段階的職業化の一環として、ESPE 創設に合わせて教員志願生 (EAP : emploi d'avenir professeur) 制度が創設された。これは、教職への就職を支援する措置であり、プロ (教員) になるためのコースの提供という側面と財政的支援という側面とを併せ持つ。つまり、経済的に困難な家庭出身の学生を教育職へと方向付けることを意図しており、2015 年までに 18,000 人の教員志願生を採用予定

である。対象は学士2年次～修士1年次（ESPE1年次）の教職希望の学生であり、週平均12時間学校で勤務し、個別支援、教育補助業務を担うことになる²⁶⁾。

現地調査によれば、ESPEとしては、教員志望者不足対策や養成の一貫性のため、入学前のカリキュラムを整備したいが、入学前の3年間は大学本体の領域であり、入学要件としての必修科目の設定などは難しいとのことであった。高度な専門性と実践力を身につけた教員を育成するには、入学前の学習としてUEPPの履修だけでは不十分であることや、履修者と未履修者の間でレディネスの差ができて逆に教育しにくい面もあること、最も望ましいのは教育学科を出ていることが指摘された。ただし、教育学科はフランスの大学において相対的に歴史が浅く、これを置いている大学も少ない。

③修士号の取得

2010年の「修士化」改革により、IUFMでの養成期間における実践力育成機能（教育実習）が低下するとともに、正採用までの期間が1年延長となった。上述のように、もともと教育環境の悪化や教員批判により教員希望者が減少していたのが、このことによってさらにその傾向に拍車がかかったとの批判がなされた。そのため2013年の改革（ESPE創設）では、正採用までの年限が「修士化」改革以前に戻されるとともに、実習時間が大幅に回復した。一方で、正採用の基礎資格として修士号取得は維持されるとともに、「修士化」改革で強化された教員の研究力の育成という要素は残された。すなわち、研究に充てられる時間は「修士化」改革期よりは減少したが、それ以前よりは増えている。

ESPEを終了すると「教育職修士（MEEF : masters métiers de l'enseignement, de l'éducation et de la formation）」²⁷⁾が授与される。これは、大学によって授与される国家免状の1つであり、2002年4月25日付政令によって規定される修士国家免状設置基準をみたしている。MEEFには、初等教育職、中等教育職、教育スタッフ職、教育実務・エンジニアリング職の4つの専攻が設けられている。ただし、教員になるために必要な修士号は必ずしもMEEFである必要は無い。

修士号取得のメリットとして主に挙げられるのは、威信が高まること、教員養成の欧州標準化、他国での学習が容易になること、進路変更や転職の可能性の増大（博士課程にも進学可能）である。しかしながら、経済的なメリットはほとんど無いとのことである。

④大学と現場の連携

ESPEの前身のIUFM創設の目的の1つは大学と連携した教員養成であったが、「大学への統合に成功していない」とい批判されることが多かった。2010年の「修士化」改革では、大学がIUFMと連携して教員養成課程（修士課程）を提供することが目指された。それでも連携・協力体制が不十分であったことがESPE創設の理由の1つとされる。ESPEでは、教育チーム（大学人＝ESPE教員、現場教員＝校長・養成担当教員（*maîtres formateurs*）・初等中等教育教員、教育行政関係者＝大学区視学官）による修士課程教育を行うこととされた。

ESPE教員のうち教員＝研究員（*enseignant-chercheur*）系の職務は、講義、学校訪問（実習見学）、論文指導である。今回の調査対象のESPEクレティユ校では、論文指導は義務ではない。また、実習見学は1教員が3人程度を担当し（専門とは関係なく機械的に割り当てられる）、1学期に1回学校現場に見学に行く。なお、ESPEには、学校教員だが15～20%はESPEで教える養成指導教員がいる。第2学

年修了時の評価は、ESPE 教員と大学区視学官などにより、合同で行われる。

今回の調査の範囲内においては、名目的に語られたほど現場レベルでは連携は密とまでは言えない印象を受けた。ただし、校長や副校長は、学内の調整だけでなく、学校や教育行政など外部との調整に多くの時間を要しているとの回答であった。

まとめにかえて

以上、近年のフランスにおける教員養成制度の変遷もふまえながら、同国の最新の教員養成制度改革について考察を行った。法制度的枠組を明らかにするとともに、現地調査に基づいてその現状と課題の一端を明らかにすることができたと考えられる。ただし、改革直後であること、地域によって学校や教員を取り巻く環境が大きく異なることから、より断定的な評価を下すには、今後の動向を注視するとともに、さらなる現地調査等が必要となることは言うまでもない。したがって、現時点で得られたデータに基づくという条件付きではあるが、フランスの新しい教員養成制度の課題を以下に示すことでまとめにかえ、それをわが国への示唆としたい。

第1に理論と実践のバランスの問題である。これはフランスがとりわけこの数年間にわたり揺れてきた問題でもあり、わが国の教員養成においても重要な論点の1つと考えられる。最新の改革では、引き続き修士号取得を教員採用の基礎要件とし、教育職の格上げ政策が維持されていた。それと密接に関係し、また就職後も自力で様々な課題を解決を図る能力を身につけさせるために、研究能力を涵養するための科目等が引き続き設定されてる。一方で実践力の向上のために、第2学年の責任実習は再び充実され、配当時間も復活した。このため、とりわけ第2学年の学生は、責任実習、その前後の作業、卒業研究、さらに継続される座学で加重負担となっている。二兎を追う政策のしわ寄せがこの学年の学生に集中する構図となっている可能性が高い。

また、理論と実践のバランスともかかわる大学と現場の連携については、少なくとも今回の調査からは、ESPE 創設の趣旨の1つとして謳われたほどはIUFM 時代から劇的に変化はしていないと思われる。組織を変えても実際には教員養成に携わることのできる人材は多かれ少なかれ限られている。これまでの慣行的仕組みまでが変化するには時間を要するのかもしれない。

第2に ESPE の前後との接続の問題である。すなわち、教員志望者のリクルートと現職研修の問題である。前者については学士課程で教員志望者向けのカリキュラムが提供されたり、教育職へと導く奨学金的措置が講じられているとはいえ、いずれも ESPE 進学の必須要件ではない。フランスの教員養成は修士レベルで行われてはいるが、専ら組織的な教員養成として行われるのは2年間のみである。学士課程3年間まで視野に入れると、そこで提供されているプレ教員養成的科目やプログラムを経験した入学者とそうでない者の間には、段階的職業化のカーブの形状に大きな差が生じることになる。今回の調査で聞かれた ESPE 関係者による学士課程での教員養成プログラムの体系化の可能性を探っても良さそうに思えるが、そのような議論はフランスではほとんど出てこない。

教員の段階的職業化は、教員として正採用された後まで視野に入れられている。IUFM 以上に ESPE が現職研修を担当することが期待されているが、現段階では初期養成の安定化が喫緊の課題であり、そこまで手が回っていない印象を受けた。ただ、現職研修は、これまで大学区が主導権を持って幅広い領域について行ってきた実績があるので²⁸⁾、ESPE と教育行政当局との連携の可能性がある部分とみるこ

ともできよう。

以上に指摘した点については、さらなる調査などにより、広く現状を明らかにし、より深く分析していく必要がある。この点については今後の研究上の課題とし、稿を改めて検討したい。

付記：本稿において記述した現地調査は、JSPS 科研費 26301041（堀内孜研究代表「教員養成高度化に向けた学部後課程における教員養成制度、カリキュラムの比較研究」）の助成を受けて実施されたものである。

参考：フランスの教員採用試験

フランスの教員養成制度に密接に関係する事柄として、フランスの教員採用試験について、2015年度の小学校教員試験を例に、簡単に紹介しておきたい。

教員採用試験を受験するには、まず登録をしなければならない。登録期間は2014年9月14日から10月21日までである。登録後の変更認められない。教員採用試験は受験資格試験（Epreuves d'admissibilité）と採用試験（Epreuves d'admission）の2つに分かれている。受験資格試験は4月下旬に実施され、初日はフランス語筆記試験、2日目は数学筆記試験が行われる（各4時間）。これに合格すると次に採用試験に進む。これは口頭試験1と2で構成される。前者は「志願者が選択した教科における実践場面」（知識と教授法）であり、受験者によるプレゼンテーション20分と質疑応答40分の計60分である。後者は「書面に基づく面接」（保健体育と教育制度）であり、3時間の準備時間3時間と75分の総試験時間となっている。これらを経た後に合格発表となる。

詳細については、上記に関するフランス国民教育省のウェブページ²⁹⁾を訳出以下に提示するので御参照いただきたい。

* * *

教員採用試験全体として、教育活動および教育環境について、教科・学術・職業の次元に関する志願者の能力を評価することを目的としている。

受験資格試験（Epreuves d'admissibilité）

試験の参照枠組は小学校学習指導要領（programmes pour l'école primaire）のそれである。志願者に求められる知識は、学習指導要領にもとづく教育に必要な知識である。求められる水準は、中学校学習指導要領の習熟に必要なものである。

受験資格試験はフランス語と数学について行われる。問題のいくつかは小学校の学習指導要領とその背景に関するもので、小学校の教育課程（cycles）、知識・コンピテンシー・教養の共通基礎の構成要素、幼稚園および小学校の背景についての深い知識を必要とする。

フランス語筆記試験

試験時間：4時間

この試験は、志願者のフランス語の習得（統語論的・形態論的・語彙的正確性、言語水準、表現の明晰性）ならびに言語に対する知識を評価することを目的としている。またそれは、文章を理解・分析する能力（問題を抽出すること、議論を構築・展開すること）ならびにフランスの教育実践における教授法の意義と限界を判定できる能力を評価するものがある。

試験は以下の3部構成である。

- 1 または複数の文学的または資料的文書に関する問題に対して、文書で作成された回答の提出。
- 言語の知識（文法、正書法、語彙、音韻システム）に関する部分。志願者は、議論形式で問題、すなわち正確な知識に関する一連の質問に回答すること、児童の提出物における間違いの種類の分析を、その原因に対する仮説を立てながら行うことができなければならない。
- 児童および教員向けの小学校学習指導要領の枠内で選択される1または複数のフランス語教育の教材（教科書、教育的性格の資料）、および、あらゆる種類の子どもの提出物で構成される文書の分析。これらにより、志願者の教育場面における現有基礎知識の利用能力が評価される。

この試験は40点満点で、配点は以下の通りである。

- ・第1部に11点。
- ・第2部に11点。
- ・第3部に13点。
- ・残りの5点は、志願者の統合法の正確さおよび提出物の書き言葉の質を評価するために用いられる。総得点10点以下は不合格である。

数学筆記試験

試験時間：4時間

この試験は、小学校での数学教育に必要な教科の知識の習得および様々な基礎知識に対して、距離において見る能力を評価することを目的としている。志願者は、各問題の処理において、論理的に進め、明快かつ厳格な方法でそれを導き、説明するよう促される。

試験は以下の3部構成である。

- 第1部は、小学校または中学校学習指導要領の1または複数の領域、あるいは、知識・コンピテンシー・教養の共通基礎の構成要素に関する問題で構成され、特に有益な情報を調査・抽出・編成する志願者の能力を評価するものである。
- 第2部は、第1部を補完する独立した問題群で構成され、小学校または中学校学習指導要領の様々な領域における志願者の知識・能力を確認するものである。この問題群は、複数選択問題、作図回答問題、児童の提出物における間違いの種類の原因に対する仮説を立てながらの分析という形式で出題される。
- 児童および教員向けの小学校学習指導要領の枠内で選択される1または複数の数学教育の教材（教科書、教育的性格の資料）、および、あらゆる種類の子どもの提出物で構成される文書の分析。これらにより、志願者の教育場面における現有基礎知識の利用能力が評価される。

この試験は40点満点で、配点は以下の通りである。

- ・第1部に13点。
- ・第2部に13点。
- ・第3部に14点。
- ・最大5点まで、志願者の統合法の正確さおよび提出物の書き言葉の質を考慮して減点されうる。総得点10点以下は不合格である。

採用試験 (Epreuves d'admission)

下記の2つの口述採用試験とも審査委員との面接を含んでいる。審査委員は、志願者の明快かつ厳格に説明する能力、教員採用試験の教科領域の教育を特徴付ける学術・教科専門・認識論・文化・社会の問題およびその中で保たれる関係性を考察する能力を評価する。

第一口述試験：志願者が選択した教科における実践場面

試験時間：1時間（発表20分、面接40分）

この試験は、小学校または幼稚園の使命および指導要領に関する教育領域における志願者の学術・教科専門・教授法についての知識を評価することを目的としている。ここでは、教員採用試験登録時に以下の領域の中から1つを選択すること。

- ・科学技術
- ・歴史
- ・地理
- ・芸術史
- ・視覚芸術
- ・音楽
- ・道徳・公民教育

志願者は、選択したテーマについて最大10頁の文書を予め審査委員に提出する。この文書は、オーディオビジュアル（CD形式）を含む利用可能な情報・コミュニケーション技術により、用いることができる様々な手段を使って作成されうる。審査委員によって定められる期限と様式において、必要があればCDの電子媒体を添えて、それを紙媒体で審査委員長に提出する。

この書類は以下の2点の両方を含むものとする。

- ・採用したテーマに関する学術的基礎の総括。
- ・選択したテーマに関する教育手順の記述。これに関する資料を添付すること。

試験の構成は以下の通りである。

- 志願者による文書のプレゼンテーション。
- 一方では文書およびそのプレゼンテーションの学術的・教授法的・教科専門的側面に、他方では検討される領域における発展および／または深化に関する審査委員による面接（40分）。とりわけこれは、

様々な子どもの発達理論から熟考された知識に関するものになる。

この試験は 60 点満点で、配点は以下の通りである。

- ・ 志願者による文書のプレゼンテーションに 20 点。
- ・ 審査委員による面接に 40 点。

志願者が注意すべき補足的情報

志願者は、プレゼンテーションに必要な全ての道具を持ってくる。志願者が持ってくる道具の使用や作動の正常性の責任は、志願者自身に帰する。教員採用試験組織者によって提供されるのは、通常の電子回路へのアクセスのみである。

第二口述試験：書面に基づく面接

準備時間：3時間

総試験時間：1時間15分

試験は以下の2部構成である。

- 第1部は、志願者の体育教育についての能力ならびに小学校での保健教育におけるその位置づけに関する知識を評価するものである。
- 第2部は、フランスの教育制度、特に小学校に関する志願者の知識（組織、価値、目的、歴史、現代的課題）、将来公務員として位置づけられるための資質（倫理、責任感、職業的誓約）、ならびに、教育共同体の中に将来の小学校教員として位置づけられるための資質を評価することを目的とする。

この試験は 100 点満点で、配点は以下の通りである。

- ・ 第1部の配点は 40 点。
- ・ 第2部の配点は 60 点で、うち 20 点は報告、40 点は面接である。

第1部

報告時間：10分

面接時間：20分

審査委員が、小学校で実践可能な体育・芸術活動（APSA）および幼稚園で実施可能な身体活動・身体経験の領域に関するテーマを、志願者に提示する。テーマは、オーディオビジュアルを含む利用可能な情報・コミュニケーション技術により、用いることができる様々な手段を使って報告されることになるであろう。テーマは、課程（cycle）内での APSA または身体活動・身体経験に関する活動の進め方や、同じく APSA または身体的実践に関する運動能力の発達を背景とする学習状況に関係するものである。

志願者は回答を報告し（10分）、審査委員の面接を受ける（20分）。審査委員は、志願者の個人的体育実践へと、さらには志願者が推進または指導できる体育活動の種類へと質問を展開する。

第2部

報告時間：15分

面接時間：30分

これは、審査委員が提示する小学校の職務に含まれる職業場面に関する、最大5頁の文書からの志願者の報告（15分）、審査委員の面接調査（30分）で構成される。

志願者の報告は、この場面およびそれが提起する問題の分析を提示する。それは、獲得しつつある小学校教員の職業的能力を証明するものである。

面接は同様に、幼稚園および小学校の課程の文脈との関係で児童の知識とニーズを考慮に入れる志願者の能力、および、職務遂行条件の多様性ならびに様々な次元（学級、教育チーム、学校制度、社会）の文脈および共和国的価値観をもたらす価値観を省察的な方法で表現する志願者の能力を、評価するものである。

-
- 1) 中央教育審議会教員養成部会教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループ「教員の養成・採用・研修の改善について～論点整理～」(2014年)。
 - 2) 中央教育審議会「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)」(2012年)。
 - 3) 小林順子編『21世紀を展望するフランス教育改革』(東信堂、1997年)、フランス教師教育研究会『フランスの教員と教員養成制度—Q&A—』(2003年)、古沢常雄研究代表『フランスの教員と教員養成に関する研究』(2004年)。
 - 4) 文部科学省(上原秀一)『フランスの教育基本法—「2005年学校基本計画法」と「教育法典」—』(2007年)、園山大祐「フランス」吉岡真左樹研究代表『教師教育の質的向上策とその評価に関する国際比較研究』(2007年)、拙稿「フランスにおける教員の現職教育—クレティユ大学区における中等教育教員研修を中心に—」『大阪教育大学紀要(第IV部門)』第56巻第2号(2008年)。
 - 5) フランス教育学会編『フランス教育の伝統と革新』(大学教育出版、2009年)、文部科学省『諸外国の教育動向2007年度版』(明石書店)各年版。
 - 6) 小野田正利「大学付設教師教育部による初等・中等教育教員養成制度統一の意義と課題」小林順子編、前掲書。フランス教師教育研究会編、前掲書。
 - 7) 古沢常雄「教師教育第学部」フランス教育学会編、前掲書、174頁。
 - 8) フランス教師教育研究会編、前掲書、26頁。
 - 9) Pascal Guibert et Vincent Troger, *Peut-on encore former des enseignants?*, Armand Colin, Paris, 2012, pp.17-19.
 - 10) フランスの大学では学士課程教育は3年間、修士課程は2年間である。
 - 11) 園山大祐、前掲書。
 - 12) 文部科学省『諸外国の教育動向2007年度版』(明石書店、2008年)135頁。
 - 13) 文部科学省『諸外国の教育動向2008年度版』(明石書店、2009年)158～159頁。
 - 14) 文部科学省、前掲書(2009年)158～159頁、Xavier Darcos, *La nouvelle formation des maîtres*, Communiqué de presse, 15/01/2009 (<http://www.education.gouv.fr/pid146-cid23462/la-nouvelle-formation-des-maitres.html>) (最終確認日:2015年3月31日)。
 - 15) 文部科学省『諸外国の教育動向2009年度版』(明石書店、2010年)132頁、文部科学省『諸外国の教育動向2010年度版』(明石書店、2011年)141頁。
 - 16) Pascal Guibert et Vincent Troger, *op.cit.*, pp.7-10.
 - 17) Jean-Michel Jolion, *Mastérisation de la formation initiale des enseignants : enjeux et bilan*, 2011, p.17.
 - 18) フランス国民教育省ウェブページ。
<http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/pid29063/questions-reponses-formations-enseigne-formation.html> (最終確認日:2014年4月24日)
 - 19) ESPEには4専攻「①初等教育教員、②中等教育教員、③教育スタッフ(CPE)、④教育実務・エンジニアリング」が置かれる。なお、今回の調査対象校では国民教育省の説明にある高等教育教員の養成については実施していなかった。
 - 20) 文部科学省『諸外国の教育動向2013年度版』(明石書店、2014年)118頁。
 - 21) Marin氏とCaffier氏は一緒に聞き取りを行った。
 - 22) 第1学年の学生の最大の関心事は教員採用試験であるため、そこで出題される内容を授業で扱うよう求める学生が多いとのことであっ

た。

- 23) ÉSPÉ de l'académie de Créteil, *MASTER PREMIÈRE ANNÉE, « Métiers de l'Enseignement, de l'Éducation et de la Formation (MEEF) - Premier degré »*, Année universitaire 2013 - 2014, 2013.
- 24) ESPE クレティユ校の場合、30 頁程度から 80 頁程度へと分量が増えるとともに、内容面でも実習報告レベルから理論的展開を伴うものが求められるようになったとのことであった。
- 25) これらは ESPE の提供科目となっている。
- 26) フランス国民教育省ウェブページ。 <http://www.education.gouv.fr/cid61330/les-emplois-d-avenir-professeur.html> (最終確認日：2015 年 3 月 31 日)。
- 27) 文部科学省は「教職・教育・養成に関する修士」と訳出している。文部科学省編、前掲書 (2014 年)、118 頁。
- 28) 拙稿、前掲書。
- 29) <http://www.education.gouv.fr/cid73415/epreuves-concours-externe-recrutement-professeurs-des-ecoles.html> (最終確認日：2015 年 3 月 31 日)

Teacher training system reforms in France after the 1990s

HATTORI, Kenji

This article clarifies the present conditions and problem of the modern French teacher training system by analyzing reports and conducting interviews with concerned personnel. In France, a large-scale reform, in other words, unification of the teacher training was carried out by the foundation of IUFM (Instituts universitaires de formation des maîtres: teacher training center attached to the university) of 1990. In 2010, so-called "masterisation" reform of the teacher training was carried out and IUFM were integrated into the university. By this reform, the adoption requirements of the teacher became the master's degree from a bachelor's degree and teachers were trained in master's courses in the university. Only three years later, in 2013, ESPE (Ecoles supérieures du professorat et de l'éducation: Graduate schools of teacher training) was established by reorganizing IUFM, and in this way French teacher training system has greatly changed again. In these reforms, "the upgrading" of the teacher and "the balance of research ability and practice ability" have been main issues.

The following results were obtained. First, in the current French teacher training system, its curriculum is very tight because both upbringing of the scientific ability and the practice power as the teacher are pursued. As a result, students complain that they became too busy. Second, it is necessary to organize teacher training curriculum at undergraduate level. In the present French teacher training system, students do not have to take teaching profession subjects at the undergraduate stage. But teachers in ESPE demand readiness improvement of the whole student before entrance.